

平成 29 年 3 月 14 日

経営革新等支援機関として新たに 41 機関を認定しました

関東経済産業局及び関東財務局、東海財務局は、本日、中小企業等経営強化法第 17 条第 1 項に基づき、経営革新等支援機関（※）として、新たに 41 機関を認定しました。これにより、関東経済産業局管内の経営革新等支援機関数は 11,366 機関となりました。

（※）経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等を受けられるよう、専門的知識や実務経験が一定以上のレベルを有する金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を国が認定し、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関です。

1. 経営革新等支援機関認定制度の概要

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が、平成 24 年 8 月に創設されました。

この認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験を有する個人、法人、中小企業支援機関等を、国が経営革新等支援機関として認定することにより、経営分析や事業計画策定など、中小企業が安心して経営相談等を受けられるよう、相談体制の整備を図るものです。

2. 関東経済産業局管内の都県別認定状況（別添参照）

これまで認定した 11,325 機関とあわせて、経営革新等認定支援機関数は 11,366 機関となりました。

※認定支援機関の一覧については、下記中小企業庁HP（全国）、関東経済産業局HP（管内）をご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chusho/nintei_shienkikan.html

（問い合わせ先）

関東経済産業局産業部中小企業課長 高橋

担当者：古川、秋葉

電 話：048-600-0296（直通）

F A X：048-601-1294

中小企業等経営強化法申請状況（第1～42号認定案件）

経済産業局

	税理士 (個人)	税理士 法人	公認会 計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工会 議所	中小企 業団体 中央会	中小企 業診断 士	社会保 険労務 士	行政 書士	民間企業 (コンサル)	NPO法 人	一般財団 法人・一般 社団法人	公益財団 法人・公益 社団法人	その他	合計
茨城県	236	20	15	0	16	0	1	8	1	9	0	4	9	0	2	2	1	324
栃木県	185	26	18	0	10	1	1	9	1	8	0	0	11	0	1	1	0	272
群馬県	248	42	10	0	6	2	1	7	1	14	0	3	8	0	1	1	0	344
埼玉県	748	92	61	0	34	1	1	12	1	38	2	4	14	4	2	2	6	1022
千葉県	461	48	58	0	13	2	1	12	1	19	1	1	9	2	1	2	4	635
東京都	3327	596	788	42	651	23	1	5	0	57	5	22	179	11	21	3	29	5760
神奈川県	933	131	110	1	49	5	1	12	1	28	1	4	29	2	4	5	4	1320
新潟県	222	46	20	0	26	4	1	13	1	12	0	0	5	0	2	0	2	354
長野県	265	32	21	0	26	1	1	18	1	1	0	1	13	1	3	2	0	386
山梨県	127	6	6	0	3	0	1	1	1	8	0	0	3	1	0	1	2	160
静岡県	443	66	46	0	12	1	1	15	1	14	0	0	22	1	2	2	3	629
合計	7195	1105	1153	43	846	40	11	112	10	208	9	39	302	22	39	21	51	11206

財務局

茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	合計
6	10	12	8	11	46	12	24	5	10	16	160